

厚生労働省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「厚生労働省における政策評価の評価書」（平成 21 年 8 月 28 日付け厚生労働省発政 0828 第 7 号による送付分）における実績評価方式による 38 件の政策評価
- イ 「厚生労働省における政策評価の評価書」（平成 21 年 8 月 28 日付け厚生労働省発政 0828 第 7 号による送付分）における事業評価方式による 24 件の政策評価（事後）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における実績評価方式による 38 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策（「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標（「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること								
I-1 -1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	○	○日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	5	＜施策目標に係る指標＞			
		○		1	各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率	前年度以上/ 毎年度	○	
				2	心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率	前年度以上/ 毎年度	○	
				3	周産期死亡率	前年度以下/ 毎年度	○	
				4	無医地区の数	前年度以下/ 毎年度	○	
				5	病院への立入検査における指摘に対する遵守率	前年度以上/ 毎年度	○	
		○	個別目標1	○医療計画に基づく医療連携体制を構築すること	2	＜個別目標に係る指標＞		
					在宅で死亡する者の数	前年度以上/ 毎年度	○	
					各都道府県の医療計画において定められた四疾病五事業に係る医療連携体制の構築率 ※施策目標に係る指標1と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
		○	個別目標2	○救急医療体制を整備すること	4	＜個別目標に係る指標＞		
					心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率 ※施策目標に係る指標2と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
					救命救急センターの設置箇所数	前年度以上/ 毎年度	○	
			小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院運営事業の実施箇所数	前年度以上/ 毎年度	○			
			ドクターヘリの実施箇所数	前年度以上/ 毎年度	○			
○	個別目標3	○周産期医療体制を確保すること	4	＜個別目標に係る指標＞				
			周産期死亡率 ※施策目標に係る指標3と同じ	前年度以下/ 毎年度	○			
			妊産婦死亡率	前年度以下/ 毎年度	○			
			NICU及びMFICUの病床数	前年度以上/ 毎年度	○			
			総合周産期母子医療センターにおける低出生体重児の取扱件数	前年度以上/ 毎年度	○			
○	個別目標4	○へき地保健医療対策を推進すること	4	＜個別目標に係る指標＞				
			無医地区の数 ※施策目標に係る指標4と同じ	前年度以下/ 毎年度	○			
			無医地区等における医療活動日数	前年度以上/ 毎年度	○			
			へき地医療支援機構設置箇所数	前年度以上/ 毎年度	○			
			へき地医療拠点病院設置箇所数	前年度以上/ 毎年度	○			
○	個別目標5	○病院への立入検査の徹底	2	＜個別目標に係る指標＞				

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無			
		目標5		病院の立入検査における指摘に対する遵守率 ※施策目標に係る指標5と同じ	前年度以上/ 毎年度	○			
				病院への立入検査件数	全病院に原則1回 実施/毎年度	○			
I-2 -1	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	○	○	○今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	4	＜施策目標に係る指標＞			
						1	就業医師数	前回調査時以上/ 調査時	○
						2	病院勤務医数	前回調査時以上/ 調査時	○
						3	就業女性医師数	前回調査時以上/ 調査時	○
						4	就業看護職員数	前年度以上/ 調査時	○
		○	個別目標1	○医師を確保すること	2	＜個別目標に係る指標＞			
				就業医師数 ※施策目標に係る指標1と同じ	前回調査時以上/ 調査時	○			
				病院勤務医数 ※施策目標に係る指標2と同じ	前回調査時以上/ 調査時	○			
		○	個別目標2	○女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ること	4	＜個別目標に係る指標＞			
				就業女性医師数 ※施策目標に係る指標3と同じ	前回調査時以上/ 調査時	○			
		就業看護職員数 ※施策目標に係る指標4と同じ	前年度以上/ 調査時	○					
		女性医師バンク再就業支援件数	前年度以上/ 調査時	○					
		中央ナースセンター事業再就業支援件数	前年度以上/ 調査時	○					
I-3 -1	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	○	○	○医療情報化インフラの普及を推進すること	1	＜施策目標に係る指標＞			
						1	統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等）の普及率	200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで	○
		○	個別目標1	○医療のIT化を推進すること	1 (参考統計2)	＜個別目標に係る指標＞			
				統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等）の普及率 ※施策目標に係る指標1と同じ	200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで	○			
		＜参考統計＞ オーダーリングシステムの普及率（一般病院400床以上）	—	—					
		＜参考統計＞ 地域診療情報連携推進費補助実績数	—	—					
I-5 -1	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要	○	○	○感染症の発生・まん延の防止を図ること	5	＜施策目標に係る指標＞			
						1	結核患者罹患率の推移	人口10万人対比18人以下/ 平成22年度	○
						2	病原体等取扱施設の検査結果の適正割合	90%以上/毎年度	○

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無			
	医療等を確保すること			3	予防接種の接種率（ポリオ・麻疹・風疹）	おおむね95%/毎年度	○		
				4	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	国民の45%相当量/平成23年度末かつ前年度以上/平成20年度	○		
				5	保健所等における肝炎検査受診者数	前年度以上/毎年度	○		
		○	個別目標1	○感染症対策の充実を図ること	4 (参考統計3)	<個別目標に係る指標>			
						結核患者罹患率の推移 ※施策目標に係る指標1と同じ	人口10万人対比18人以下/平成22年度	○	
						病原体等取扱施設の検査結果の適正割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	90%以上/毎年度	○	
						定点医療機関の全国充足率	おおむね100%/毎年度	○	
						感染症指定医療機関充足率	おおむね100%/毎年度	○	
						<参考統計> 定点医療機関数	-	-	
						<参考統計> 感染症指定医療機関数	-	-	
						<参考統計> 二次医療圏の総数	-	-	
		○	個別目標2	○新型インフルエンザ対策を推進すること	2	<個別目標に係る指標>			
				感染症指定医療機関充足率	おおむね100%/毎年度	○			
				抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ※施策目標に係る指標4と同じ	国民の45%相当量/平成23年度末かつ前年度以上/平成20年度	○			
○	個別目標3	○肝炎対策を推進すること	4	<個別目標に係る指標>					
				肝炎インターフェロン治療受給者証交付・申請件数	10万人/毎年度	○			
				保健所等における肝炎検査受診者数 ※施策目標に係る指標5と同じ	前年度以上/毎年度	○			
				肝疾患診療連携拠点病院の設置数	47都道府県/平成21年度	○			
				肝炎対策協議会の設置数	47都道府県/平成21年度	○			
I-6-1	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	○ ○	○有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	4	<施策目標に係る指標>				
				1	新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合	80%以上/平成20年度	○		
				2	新医療機器の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合	90%以上/平成20年度まで毎年度	○		
				3	ドラッグ・ラグの解消	2.5年短縮/平成23年度	○		
				4	デバイス・ラグの解消	19ヶ月短縮/平成25年度	○		
○	個別目標	○有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	2	<個別目標に係る指標>					

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
		目標1	薬品の迅速な承認審査を推進すること	2	新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	80%以上/ 平成20年度	○	
					ドラッグ・ラグの解消 ※施策目標に係る指標3と同じ	2.5年短縮/ 平成23年度	○	
		○ 個別目標2	○有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査を推進すること	2	<個別目標に係る指標>			
					新医療機器の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	90%以上/平成20年度まで毎年度	○	
				デバイス・ラグの解消 ※施策目標に係る指標4と同じ	19ヶ月短縮/ 平成25年度	○		
I-8-1	保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	○	○希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	2	<施策目標に係る指標>			
		○				医療従事者等に対する接種に用いるプレパンデミックワクチン原液約1千万人分に対する備蓄率	100%/毎年度	○
					2	インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合	100%/毎年度	○
		○ 個別目標1	○国家買い上げ及び備蓄を実施すること	2	<個別目標に係る指標>			
		医療従事者等に対する接種に用いるプレパンデミックワクチン原液約1千万人分に対する備蓄率 ※施策目標に係る指標1と同じ	100%/毎年度		○			
				狂犬病ワクチン等の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合	100%/毎年度	○		
		○ 個別目標2	○ワクチンの需給安定化を図ること	1	<個別目標に係る指標>			
					インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	100%/毎年度	○	
I-9-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	○	○新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	6	<施策目標に係る指標>			
		○			1	新医薬品・医療機器の承認取得件数	前年度以上/ 毎年度	○
					2	医薬品産業実態調査の回答率	前年度以上/ 毎年度	○
					3	医療機器産業実態調査の回答率	前年度以上/ 毎年度	○
					4	後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率))・金額全体に占める割合(率)	前年度以上/ 毎年度	○
					5	医療用医薬品に係る取引価格の妥結率	前年度以上/ 毎年度	○
					6	バーコード貼付率	前年度以上/ 毎年度	○
		○ 個別目標1	○画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること	2	<個別目標に係る指標>			
			新医薬品・医療機器の承認取得数 ※施策目標に係る指標1と同じ	前年度以上/ 毎年度	○			

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
						C R C等養成研修の実施件数	3件/毎年度	○
		○ 個別 目標 2	○医薬品・医療機器産業の動 向を的確に把握すること	5	<個別目標に係る指標>			
					医薬品産業実態調査の回答率 ※施策目標に係る指標2と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
					医療機器産業実態調査の回答率 ※施策目標に係る指標3 と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
					医薬品産業実態調査の実施回 数	1回/毎年度	○	
					医療機器産業実態調査の実施 回数	1回/毎年度	○	
					薬事工業生産動態統計調査の 実施回数	1回/毎年度	○	
		○ 個別 目標 3	○後発医薬品の使用を促進す ること	1	<個別目標に係る指標>			
					後発医薬品の市場規模(数量全 体に占める割合(率)・金額全 体に占める割合(率)) ※施策 目標に係る指標4と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
		○ 個別 目標 4	○取引慣行の改善による公正 な競争を実現するとともに流 通の効率化等を推進すること	6	<個別目標に係る指標>			
					医療用医薬品に係る取引価格 の妥結率 ※施策目標に係る 指標5と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
					バーコード貼付率 ※施策目 標に係る指標6と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
					医療用医薬品の流通改善に関 する懇談会	1回/毎年度	○	
					医療機器の流通改善に関する 懇談会	1回/毎年度	○	
					医薬品卸業連合会の地区会議 への出席回数	7回/毎年度	○	
					医薬品・医療機器業情報化促 進状況調査の実施回数	1回/毎年度	○	
I- 10-1	全国民に必要な医療を 保障できる安定的・効 率的な医療保険制度を 構築すること	○	○適正かつ安定的・効率的な医療保 険制度を構築すること	1	<施策目標に係る指標>			
		○			各医療保険制度別における 決算での総収支差が赤字で ある保険者数の割合 ・健康保険組合（経常収 支） ・市町村国保・国保組合 ・後期高齢者広域連合	前年度以下/ 毎年度 前年度以下/ 毎年度 前年度以下/ 毎年度	○	
		○ 個別 目標 1	○保険者の再編・統合や保険 者の財政基盤の強化を通じ て、医療保険財政の安定を図 ること	1	<個別目標に係る指標>			
					各医療保険制度別における決 算での総収支差が赤字である 保険者数の割合 ※施策目標 に係る指標1と同じ ・健康保険組合（経常収支） ・市町村国保・国保組合 ・後期高齢者広域連合	前年度以下/ 毎年度 前年度以下/ 毎年度 前年度以下/ 毎年度	○	
		○ 個別 目標	○長寿医療制度を円滑に運営	2	<個別目標に係る指標>			

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
		目標 2	すること		決算での総収支差が赤字である 広域連合数の割合	前年度以下/ 毎年度	○
					広域連合における保険料の収 納率	前年度以上/ 毎年度	○
		○ 個別 目標 3	○保険者の適用・徴収・給付 事務を適切かつ効率的なもの とすること	3	<個別目標に係る指標>		
					各医療保険制度における保険 料（税）の収納率	前年度以上/ 毎年度	○
					・健康保険組合	前年度以上/ 毎年度	
					・市町村国保・国保組合	前年度以上/ 毎年度	
					・後期高齢者広域連合	前年度以上/ 毎年度	
					各医療保険制度における医療 費通知実施保険者数の割合	前年度以上/ 毎年度	○
					・健康保険組合	前年度以上/ 毎年度	
					・市町村国保・国保組合	前年度以上/ 毎年度	
			・後期高齢者広域連合	前年度以上/ 毎年度			
			協会けんぽにおける現金給付 の申請書受理から支給決定通 知書到達までの期間	事業計画に定める 期間（平成20年度 末を目的に2週間 以内とする）/ 毎年度	○		
		○ 個別 目標 4	○審査支払機関の事務が適正 かつ効率的なものとなるよう にすること	2	<個別目標に係る指標>		
					社会保険診療報酬支払基金に おける審査支払手数料	前年度以下（平成 23年度には医科・ 歯科分106円程 度）/毎年度	○
					・医科・歯科分	前年度以下（平成 23年度には調剤分 49円程度）/ 毎年度	
					・調剤分		
					レセプトのオンライン化率	前年度以上（平成 23年度当初に原則 オンライン化）/ 毎年度	○
		○ 個別 目標 5	○出産育児一時金の見直しを 円滑に実施すること	1	<個別目標に係る指標>		
					総支給件数における直接支払 による支給件数の割合	前年度以上/ 毎年度	○
I- 11-2	妊産婦・児 童から高齢 者に至るま での幅広い 年齢層にお いて、地 域・職域な どの様々な 場所で、国 民的な健康 づくりを推 進すること	○	○生活習慣の改善等により健康寿命 の延伸等を図るとともに、がんによ る死亡者の減少を図ること	4 (参考 統計 2)	<施策目標に係る指標>		
		○		1	メタボリックシンドローム （内臓脂肪症候群）の該当 者・予備群の減少率（40～ 74歳）・男性	10%以上/2012年 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○
				2	メタボリックシンドローム （内臓脂肪症候群）の該当 者・予備群の減少率（40～ 74歳）・女性	10%以上/2012年 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○
				3	糖尿病有病者数	1000万人/2010年 かつ 前年度以下/ 平成20年度	○

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
				4	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少	20%/平成28年度 かつ 前年度同程度/ 平成20年度	○
					<参考統計> メタボリックシンドローム （内臓脂肪症候群）の状況 （40～74歳）・男性	—	—
					<参考統計> メタボリックシンドローム （内臓脂肪症候群）の状況 （40～74歳）・女性	—	—
		○ 個別 目標 1	○健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること	4	<個別目標に係る指標>		
					20歳代女性のやせの者の割合	15%以下/2010年 かつ 前年度以下/ 平成20年度	○
					肥満者の割合 ・20～60歳代（男性） ・40～60歳代（女性）	15%以下/2010年 かつ 前年度以下/ 平成20年度 20%以下/2010年 かつ 前年度以下/ 平成20年度	○
					成人の野菜の1日当たりの平均摂取量	350g以上/2010年 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○
					朝食を欠食する人の割合 ・中学、高校生（12～17歳） ・男性（20歳代） ・男性（30歳代）	0%/2010年 かつ 前年度以下/ 平成20年度 15%以下/2010年 かつ 前年度以下/ 平成20年度 15%以下/2010年 かつ 前年度以下/ 平成20年度	○
		○ 個別 目標 2	○健康づくり対策（身体活動・運動）を推進すること	4	<個別目標に係る指標>		
					日常生活における歩数・男性	9,200歩以上/ 2010年 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○
					日常生活における歩数・女性	8,300歩以上/ 2010年 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○
					運動習慣者の割合・男性	39%以上/2010年 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○
					運動習慣者の割合・女性	35%以上/2010年 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○
		○ 個別 目標 3	○健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること	4	<個別目標に係る指標>		
					喫煙している人の割合		

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学 1 年（男性） ・ 高校 3 年（男性） ・ 中学 1 年（女性） ・ 高校 3 年（女性） 	0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度 0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度 0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度 0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度	○
				分煙を実施している公共の場 の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県 ・ 政令市等 ・ 市町村 ・ 保健所 	100%/2010年 100%/2010年 100%/2010年 100%/2010年	○
				分煙を実施している職場の割 合		100%/2010年	○
				飲酒している人の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学 3 年（男性） ・ 高校 3 年（男性） ・ 中学 3 年（女性） ・ 高校 3 年（女性） 	0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度 0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度 0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度 0%/2010年 かつ 前回調査以下/ 平成20年度	○
		○ 個別 目標 4	○健康づくり対策（糖尿病、 循環器病）を推進すること	3	<個別目標に係る指標>		
					定期健康診断等糖尿病に関する 健康診断受診者	6,860万人以上/ 2010年	○
					糖尿病検診における異常所見 者の事後指導受診率・男性	100%/2010年	○
					糖尿病検診における異常所見 者の事後指導受診率・女性	100%/2010年	○
		○ 個別 目標 5	○がん医療を中心としつつ、 がん対策を総合的かつ計画的 に推進すること	4	<個別目標に係る指標>		
					2次医療圏ごとのがん診療連 携拠点病院の整備率	100%/平成21年度 かつ 100%/平成20年度	○
					2次医療圏ごとの相談支援セ ンターの整備率	100%/平成21年度 かつ 100%/平成20年度	○
					放射線療法の実施体制を整備 しているがん診療連携拠点病 院の割合	100%/平成23年度 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無			
					外来化学療法の実施体制を整備しているがん診療連携拠点病院の割合	100%/平成23年度 かつ 前年度以上/ 平成20年度	○		
基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること									
Ⅱ-1 -1	食品等の安全性を確保すること	○	○食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	7	<施策目標に係る指標>				
					1	大規模食中毒の発生件数	過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度	○	
					2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数	前年度以下/毎年度	○	
					3	輸入食品モニタリング検査達成率	100%/毎年度	○	
					4	輸入食品の規格基準等の違反件数	前年(度)以下/毎年(度)	○	
					5	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	前年度以上/毎年度	○	
					6	健康食品等に関する健康被害報告数	過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度	○	
					7	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	60%以上/平成22年度	○	
		○	個別目標 1	○食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること	5 (参考統計11)	<個別目標に係る指標>			
							大規模食中毒の発生件数 ※施策目標に係る指標1と同じ	過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度	○
							許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数 ※施策目標に係る指標2と同じ	前年度以下/毎年度	○
							輸入食品の規格基準等の違反件数 ※施策目標に係る指標4と同じ	前年度以下/毎年度	○
							ピッシング(と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業)中止率	100%/平成20年度	○
							輸入食品モニタリング検査達成率 ※施策目標に係る指標3と同じ	100%/毎年度	○
							<参考統計> 総合衛生管理製造過程(HACCP)の概念を取り入れた食品の製造過程であり、営業者の任意の申請による申請制度)承認取得施設件数	-	-
	<参考統計> 営業許可取得件数					-	-		
	<参考統計> 食品の収去件数	-	-						
	<参考統計> 食品の違反件数	-	-						
	<参考統計> BSE検査頭数	-	-						

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
					<参考統計> BSE発生件数 <参考統計> 食品等の輸入届出件数 <参考統計> 輸入重量 <参考統計> 検査件数 <参考統計> 検査割合 <参考統計> 食品衛生法違反件数	—	—
		○ 個別目標 2	○食品等に関する規格基準の設定を推進すること	3	<個別目標に係る指標> ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数 ※施策目標に係る指標5と同じ 国際汎用添加物の指定品目数 海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範案策定の進捗率	前年度以上/ 毎年度	○
		○ 個別目標 3	○虚偽誇大広告等不適正表示の防止等により、健康食品の安全対策を推進すること	2	<個別目標に係る指標> 健康食品等に関する健康被害報告数 ※施策目標に係る指標6と同じ 健康増進法第32条の2に基づく虚偽誇大広告等監視指導件数	過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度	○
		○ 個別目標 4	○リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること	2 (参考統計 2)	<個別目標に係る指標> 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 ※施策目標に係る指標7と同じ 食品の安全に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解ができた者」の割合 <参考統計> 3府省（食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省）による意見交換会 ・開催回数 ・参加者数 <参考統計> 「健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選んだ方がよいかや、どのような調理が必要かについての知識があると思うか」という設問に対し、「十分にあると思う」又は「ある程度あると思う」と回答した者の割合	60%以上/ 平成22年度	○
II-3	麻薬・覚せい剤取締法	○	○規制されている乱用薬物について	4	<施策目標に係る指標>		

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
1	い剤等の乱 用を防止す ること	○	て、不正流通の遮断及び乱用防止を 推進すること	1	薬物事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 ・覚せい剤事犯の検挙人数	—	—	
					2	主な薬物の押収量 ・覚せい剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻 樹脂)	—	—
					3	小学生の保護者への普及啓 発	全小学6年生の保 護者に薬物乱用防 止啓発読本配布/ 毎年度	○
					4	中学生への普及啓発	全中学1年生にM DMA、大麻、違 法ドラッグ乱用防 止啓発読本配布/ 毎年度	○
		—	個別 目標 1	○麻薬・覚せい剤等の不正流 通の遮断を推進するととも に、医療用麻薬の適正な流通 を確保すること	1 (参 考 統 計 2)	<個別目標に係る指標>		
						麻薬業務所等への立入検査件 数	—	—
						<参考統計> 薬物事犯の検挙人数 ・大麻事犯の検挙人数 ・覚せい剤事犯の検挙人数 ※施策目標に係る指標1と同じ	—	—
						<参考統計> 主な薬物の押収量 ・覚せい剤 ・大麻(乾燥大麻及び大麻樹 脂) ※施策目標に係る指標2と同じ	—	—
		○	個別 目標 2	○麻薬・覚せい剤等の乱用防 止を推進すること	3 (参 考 統 計 1)	<個別目標に係る指標>		
						未成年者の主な薬物事犯検挙 人数	—	—
小学生の保護者への普及啓発 ※施策目標に係る指標3と同 じ	全小学6年生の保 護者に薬物乱用防 止啓発読本配布/ 毎年度					○		
中学生への普及啓発 ※施策 目標に係る指標4と同じ	全中学1年生にM DMA、大麻、違 法ドラッグ乱用防 止啓発読本配布/ 毎年度					○		
				<参考統計> 覚せい剤事犯における再犯者 数	—	—		
○	個別 目標 3	○違法ドラッグ(いわゆる脱 法ドラッグ)の取締りを推進 すること	2	<個別目標に係る指標>				
				指定薬物又はその疑いがある 物品を発見した場合におい て、これらの物を製造・輸 入・販売等した者に対する立 入検査件数	—	—		
				違法ドラッグ成分が確認され てから指定薬物として指定す るまでの平均期間	6ヶ月以内/ 毎年度	○		
基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
Ⅲ-1 -1	労働条件の 確保・改善 を図ること	○	○労働条件の確保・改善を図ること	3 (参 考 統 計)	<施策目標に係る指標>			
					1	定期監督等の実施件数	—	—

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
				2)	2	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	80%以上/毎年	○
					3	中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数	9400人以上/平成20年度	○
					<参考統計> 申告処理件数		—	—
					<参考統計> 司法処理件数		—	—
		—	個別目標1	○労働条件の確保・改善を図ること	2	<個別目標に係る指標>		
		賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額		—	—			
		是正勧告件数		—	—			
		○	個別目標2	○最低賃金制度の適正な運営を図ること	1	<個別目標に係る指標>		
		市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合 ※施策目標に係る指標2と同じ		80%以上/毎年	○			
		○	個別目標3	○労働契約に係るルールの明確化を図ること	1	<個別目標に係る指標>		
中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数 ※施策目標に係る指標3と同じ		9400人以上/平成20年度	○					
Ⅲ-2-1	安全・安心な職場づくりを推進すること	○	○	3 (参考統計2)	<施策目標に係る指標>			
○労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			3 (参考統計2)	1	労働災害による死亡者数	平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年かつ平成19年と比して減少させること/20年・21年	○	
				2	休業4日以上の死傷者数	平成19年と比して15%以上減少させること/平成24年かつ平成19年と比して減少させること/20年・21年	○	
				3	定期健康診断における有所見率	増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること/平成24年	△	
				<参考統計> 定期監督等の実施件数		—	—	
				<参考統計> 中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数		—	—	
		○	個別目標1	○重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図ること	4 (参考統計11)	<個別目標に係る指標>		
		機械設備による労働災害件数		平成19年と比して減少させること/平成24年かつ平成19年と比して減少させること/平成20年・21年	○			
		墜落・転落による死亡者数		平成19年と比して減少させること/平成24年かつ平成19年と比して減少させること/平成20年・21年	○			

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
					化学物質に係る業務上疾病者数	平成19年と比して減少させること/ 平成24年 かつ 平成19年と比して減少させること/ 平成20年・21年	○	
					メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	50%/平成24年	○	
					<参考統計> 建設業における総合的労働災害防止対策推進事業の利用状況等 ①専門工事業者対象の安全教育実施回数 ②墜落防止対策の研修会開催回数 ③現場所長研修会開催回数 ④店社安全衛生管理担当者研修会開催回数	-	-	
					<参考統計> メンタルヘルス指針の普及状況 ①支援事業場数 ②支援事業場における専門家による取り組み指導回数	-	-	
					<参考統計> 石綿の健康管理手帳交付枚数	-	-	
					<参考統計> 快適職場づくり推進の状況	-	-	
					<参考統計> 建設業における労働災害による死亡者数	-	-	
					<参考統計> 建設業における墜落・転落による死亡者数	-	-	
					<参考統計> 吹付け石綿除去作業に係る計画届及び石綿除去作業に係る作業届件数	-	-	
					<参考統計> 石綿障害予防規則に係る違反件数	-	-	
					<参考統計> 地域産業保健センターによる窓口利用者数	-	-	
					<参考統計> 定期監督等の実施件数	-	-	
					<参考統計> 過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数	-	-	
		○	個別 目標 2	○労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策	1 (参考 統計 4)	<個別目標に係る指標>		
						危険性又は有害性等の調査の実施率	平成20年度と比して増加させること/ 平成24年度 かつ 平成20年度と比して増加させること/ 平成21年度	○

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
						<参考統計> 事業場に対する多様な安全衛生情報の提供状況（安全衛生情報センターのインターネットアクセス件数）	—	—	
						<参考統計> 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況（新規登録団体数）	—	—	
						<参考統計> 業種別団体を通じたリスクアセスメント推進研修会の実施状況 ①研修会開催回数 ②研修会参加者数	—	—	
						<参考統計> 化学物質管理支援事業の利用状況（化学物質管理者研修受講者数）	—	—	
Ⅲ-3-1	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	○	○迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること	2 (参考統計3)	<施策目標に係る指標>				
		○		1	障害（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数	前年度以下/ 毎年度	○		
		○		2	遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数	前年度以下/ 毎年度	○		
		○			<参考統計> 脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間	—	—		
		○			<参考統計> 精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間	—	—		
		○			<参考統計> 石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間 ・労災保険法に基づく請求事案 ・石綿救済法に基づく請求事案	—	—		
		○	個別目標1	1	<個別目標に係る指標>				
		○	○医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること		医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間（6ヶ月以上）を要している事案数	前年度以下/ 毎年度	○		
Ⅲ-4-1	勤労者生活の充実を図ること	○	○労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること	3 (参考統計1)	<施策目標に係る指標>				
		○		1	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	前年以上/ 毎年	○		
		○		2	週労働時間60時間以上の雇用の割合	前年以下/ 毎年	○		
		○		3	年次有給休暇取得率	前年以上/ 毎年	○		
		○			<参考統計> パート労働者を除く労働者の所定外労働時間	—	—		
		○	個別目標1	4	<個別目標に係る指標>				
		○	○労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること		労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	前年以上/ 毎年	○		

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					週労働時間60時間以上の雇 用者の割合 ※施策目標に係 る指標2と同じ	前年以下/ 毎年	○
					年次有給休暇取得率 ※施策 目標に係る指標3と同じ	前年以上/ 毎年	○
					30代男性の週労働時間60時間 以上の就業者の割合	前年以下/ 毎年	○
		○	個別 目標 2	○仕事と生活の調和に係る社 会的気運を醸成すること	3	＜個別目標に係る指標＞	
					労働時間等の課題について労 使が話し合いの機会を設けて いる割合 ※施策目標に係る 指標1と同じ	前年以上/ 毎年	○
					週労働時間60時間以上の雇 用者の割合 ※施策目標に係る 指標2と同じ	前年以下/ 毎年	○
					年次有給休暇取得率 ※施策 目標に係る指標3と同じ	前年以上/ 毎年	○
		○	個別 目標 3	○多様な働き方に対応した労 働環境等を整備すること	2	＜個別目標に係る指標＞	
					特別な休暇制度普及率	前年以上/ 毎年	○
					テレワーカー比率	20%/平成22年	○
Ⅲ-7 -1	個別労働紛 争の解決の 促進を図る こと	○	○個別労働紛争の解決の促進を図 ること	2 (参考 統計 3)	＜施策目標に係る指標＞		
		○			1 助言・指導手続終了件数に 占める処理期間1ヶ月以内 のもの割合	90%以上/毎年	○
					2 あっせん手続終了件数に占 める処理期間2ヶ月以内の もの割合	90%以上/毎年	○
					＜参考統計＞ 民事上の個別労働紛争相談件 数	-	-
					＜参考統計＞ 助言・指導申出受付件数	-	-
					＜参考統計＞ あっせん申請受理件数	-	-
		○	個別 目標 1	○個別労働紛争の解決の促進 を図ること	2 (参考 統計 3)	＜個別目標に係る指標＞	
					助言・指導手続終了件数に占 める処理期間1ヶ月以内の もの割合 ※施策目標に係る 指標1と同じ	90%以上/毎年	○
					あっせん手続終了件数に占め る処理期間2ヶ月以内のもの の割合 ※施策目標に係る指 標2と同じ	90%以上/毎年	○
					＜参考統計＞ 民事上の個別労働紛争相談件 数	-	-
					＜参考統計＞ 助言・指導申出受付件数	-	-
					＜参考統計＞ あっせん申請受理件数	-	-
基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること							
Ⅳ-1 -1	労働力需給 のミスマッ チの解消を 図るために	○	○公共職業安定機関等における需給 調整機能を強化すること	7	＜施策目標に係る指標＞		
		○			1 公共職業安定所の求職者の 就職率（常用）	31%以上/ 平成20年度	○

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
IV-2 -1	需給調整機 能を強化す ること				2	雇用保険受給者の早期再就 職割合	31%以上/ 平成20年度	○
					3	公共職業安定所の求人の充 足率（常用）	22%以上/ 平成20年度	○
					4	職業安定法第5条の3（労 働条件等の明示）の違反率	前年度より1ポ イント 以上減少/ 平成20年度	○
					5	職業安定法第32条の15（帳 簿の備付け）の違反率	前年度より1ポ イント 以上減少/ 平成20年度	○
					6	労働者派遣事業アドバイザー の相談により解決した 苦情等の処理件数	前年度以上/ 平成20年度	○
					7	しごと情報ネットの利用者 がこれを通じて求人情報に 応募するなど具体的行動を 起こした割合	35%以上/ 平成20年度	○
					4	<個別目標に係る指標>		
		○	個別 目標 1	○公共職業安定所における労 働力需給調整機能を強化する こと	4	公共職業安定所の求職者の就 職率（常用） ※施策目標1-1 に係る指標1と同じ	31%以上/ 平成20年度	○
						正社員求人割合	44%以上/ 平成20年度	○
						就職支援プログラム対象者の 就職率	73%以上/ 平成20年度	○
				就職実現プラン対象者の就職 率	65%以上/ 平成20年度	○		
	○	個別 目標 2	○労働者派遣事業、職業紹介 事業等の適正な運営を確保す ること	5 (参考 統計 2)	<個別目標に係る指標>			
					職業安定法第5条の3（労働 条件等の明示）の違反率 ※ 施策目標1-1に係る指標4と同 じ	前年度より1ポ イント 以上減少/ 平成20年度	○	
					職業安定法第32条の15（帳 簿の備付け）の違反率 ※施策 目標1-1に係る指標5と同じ	前年度より1ポ イント 以上減少/ 平成20年度	○	
					労働者派遣事業アドバイザー の相談により解決した苦情等 の処理件数 ※施策目標1-1に 係る指標6と同じ	前年度以上/ 平成20年度	○	
					職業紹介事業の定期指導監督 件数	-	-	
					労働者派遣事業に係る指導監 督実施件数	-	-	
					<参考統計> 職業紹介事業の許可事業所数	-	-	
					<参考統計> 労働者派遣事業の許可・届出 事業所数	-	-	
	○	個別 目標 3	○官民の連携により労働力需 給調整機能を強化すること	1	<個別目標に係る指標>			
					しごと情報ネットの利用者が これを通じて求人情報に応募 するなど具体的行動を起こし た割合 ※施策目標1-1に係る 指標7と同じ	35%以上/ 平成20年度	○	
	○	○地域、中小企業、産業の特性に応 じた雇用の創出及び雇用の安定を回	4	<施策目標に係る指標>				

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無		
	創出することともに雇用の安定を図ること	○	し、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	1	受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している	2人以上/ 平成20年度	○	
					①平均労働者数	95%以上/ 平成20年度		
					②事業継続割合			
					2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率	22%以上/ 平成20年度		
		3	雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額	利用事業所の総支給額の10%以下/ 平成20年度	○			
		4	求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率	34%以上/ 平成20年度	○			
		○	個別目標1	○創業・新分野進出等における雇用創出に係る支援を図ること	2 (参考統計2)	<個別目標に係る指標>		
					受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している	2人以上/ 平成20年度	○	
					①平均労働者数	95%以上/ 平成20年度		
					②事業継続割合			
			※施策目標2-1に係る指標1に同じ					
			中小企業基盤人材確保助成金の支給終了後、新たに雇用された人数の平均	3人以上（助成金を上乗せしている雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域は3.5人以上）/ 平成20年度	○			
			<参考統計> 受給資格者創業支援助成金支給決定金額	-	-			
			<参考統計> 中小企業基盤人材確保助成金支給決定金額	-	-			
		○個別目標2	○中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること	2 (参考統計1)	<個別目標に係る指標>			
				中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均求人充足率 ※施策目標2-1に係る指標2と同じ	22%以上/ 平成20年度	○		
				中小企業雇用創出等能力開発助成金の対象となった従業員が受けた職業能力開発検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率	50%以上/ 平成20年度	○		
				<参考統計> 中小企業人材確保推進事業助成金支給決定金額	-	-		
		○個別	○事業活動の縮小等を余儀なくした事業主の支援を図ること	2	<個別目標に係る指標>			

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
	目標 3	くされた事業所の失業者の発 生を予防すること	(参考 統計 3)	雇用調整助成金利用事業所の うち保険関係消滅事業所に対 して支給した額 ※施策目標 2-1に係る指標3と同じ	利用事業所の総支 給額の10%以下 /平成20年度	○	
				(財) 産業雇用安定センター における出向・移籍の成立率	43%以上/ 平成20年度	○	
				<参考統計> 雇用調整助成金の支給決定金 額	—	—	
				<参考統計> 雇用調整助成金の対象者数 (延べ) ・休業 ・教育訓練 ・出向	—	—	
				<参考統計> (財) 産業雇用安定センター における出向・移籍の成立数	—	—	
	○ 個別 目標 4	○離職を余儀なくされる者に対 する再就職を援助・促進す ること	2 (参考 統計 2)	<個別目標に係る指標>			
				求職活動等支援給付金に係る 離職後3か月以内の就職率 ※施策目標2-1に係る指標4と 同じ	34%以上/ 平成20年度	○	
				再就職支援給付金の支給を受 けた事業所が、再就職支援を 委託した人数のうち、早期再 就職が実現した人数の割合	20%以上/ 平成20年度	○	
				<参考統計> 労働移動支援助成金の支給決 定金額	—	—	
	○ 個別 目標 5	○雇用失業情勢の厳しい地域 や農林業等の分野における雇 用改善・促進等及び介護の分 野における雇用管理の改善等 を図ること	7 (参考 統計 6)	<個別目標に係る指標>			
				地域雇用創造推進事業の利用 求職者等の就職件数	地域雇用創造推進 事業を実施した地 域の実績が、各協 議会において年度 ごとに設定した目 標数を上回る /平成20年度	△	
				ワンストップサービスにおい て能力開発や従業員の雇用等 について相談等を行った建設 事業主等のうち、当該相談等 を受けて教育訓練及び労働移 動、人材確保対策の推進等の 相談に対する具体的な措置 (教育訓練の受講促進、雇用 管理改善措置の実施、事業主 都合解雇の防止等)を1年以内 に講じた事業主等の割合	80%以上/ 平成20年度	○	
				建設教育訓練助成金の助成対 象となった技能実習を行った 者のうち、訓練後、技能検定 を受検した者の合格率	80%以上/ 平成20年度	○	
港湾労働者派遣事業におい て、派遣可能労働者の派遣の あっせんを行うことによる派 遣成立の割合				80%以上/ 平成20年度	○		

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無				
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値
					職業講習会を経て、林業事業体共同説明会に参加した者の就職率 19%以上/ 平成20年度 ○	
					介護基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善の取組みが向上した事業主の割合 85%以上/ 平成20年度 ○	
					介護雇用管理助成金がなければ新たに雇用管理改善措置を講じることが困難であった事業主の割合 85%以上/ 平成20年度 ○	
					<参考統計> 地域雇用創造推進事業（地域提案型雇用創造促進事業を含む）による事業利用企業等の数 - -	
					<参考統計> 相談等を行った事業主に対する満足度調査 80%以上/ 平成19年度 ○	
					<参考統計> 建設教育訓練助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受けた割合 80%以上/ 平成19年度 ○	
					<参考統計> 港湾労働者の就労日数のうち常用労働者及び派遣労働者の占める割合（日雇労働者を除いた割合） - -	
					<参考統計> 林業事業体共同説明会の開催状況 - -	
					<参考統計> 介護基盤人材確保助成金 ・支給額 ・対象員数 - -	
IV-3-1	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	○	○	○	○高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	4 <施策目標に係る指標>
					1 65歳以上定年企業等の割合 46%以上/ 平成20年度 ○	
					2 公共職業安定所における就職率（障害者） 18%以上/ 平成20年度 ○	
					3 フリーター数 170万人/平成22 (2010)年 ○	
					4 特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合 当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/ 平成20年度 ○	
		○	個別目標 1	○	○定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること	3 <個別目標に係る指標>
					65歳以上定年企業等の割合 ※施策目標3-1に係る指標1と同じ 46%以上/ 平成20年度 ○	
					中高年齢者トライアル雇用事業の常用雇用移行率 75%以上/ 平成20年度 ○	
					シルバー人材センター事業における就業率 80%以上/ 平成20年度 ○	
		○	個別目標	○	○障害者に対するきめ細かな就業支援の実施	5 <個別目標に係る指標>

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無							
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無			
		目標 2 相談、職業紹介等を実施する ことを通じて雇用の安定及び 促進を図ること	(参考 統計 5)	公共職業安定所における就職 率（障害者） ※施策目標3-1 に係る指標 2 と同じ	18%以上/ 平成20年度	○			
				障害者トライアル雇用事業の 常用雇用移行率	80%以上/ 平成20年度	○			
				障害者法定雇用率達成企業割 合	前年度以上/ 平成20年度	○			
				障害者就業・生活支援セン ター事業における就職件数	5,100件以上/ 平成20年度	○			
				障害者就業・生活支援セン ター事業における支援対象者 数	31,000人以上/ 平成20年度	○			
				<参考統計> 公共職業安定所における新規 求職申込み件数	—	—			
				<参考統計> 公共職業安定所における有効 求職者数	—	—			
				<参考統計> 障害者トライアル雇用事業に おけるトライアル雇用開始者 数	—	—			
				<参考統計> 障害者トライアル雇用事業に おける常用雇用移行者数	—	—			
				<参考統計> 障害者就業・生活支援セン ターにおける相談支援件数	—	—			
				○ 個別 目標 3	○若年者の雇用の安定・促進 を図ること	3 (参考 統計 1)	<個別目標に係る指標>		
							新規高卒者の就職内定率	前年度以上/ 平成20年度	○
							ハローワークにおけるフリー ター常用雇用者数	22.7万人以上/ 平成20年度	○
							若年者等トライアル雇用事業 の常用雇用移行率	80%以上/ 平成20年度	○
			<参考統計> 失業率（15～24歳）	—	—				
○ 個別	○就職困難者等の円滑な就職	5	<個別目標に係る指標>						

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
		目標 4	等を図ること		特定求職者雇用開発助成金支 給対象者の事業主都合離職割 合 ※施策目標3-1に係る指標 4と同じ	当該助成金支給後 の事業主都合離職 割合が対象ではな い者の事業主都合 離職割合以下/ 平成20年度	○	
					生活保護受給者等就労支援事 業における支援対象者数に占 める就職者数の割合	57%以上/20年度	○	
					ホームレス等就業支援事業に よるホームレスの就業者数	1,225人以上/ 平成20年度	○	
					日系人就職促進プログラムに よる日系人求職者の就職率	36%以上/ 平成20年度	○	
					留学生の就職人数	330人以上/ 平成20年度	○	
IV-4 -1	求職活動中 の生活の保 障等を行う こと	○	○雇用保険制度の安定的かつ適正な 運営及び求職活動を容易にするため の保障等を図ること	4	<施策目標に係る指標>			
		○			1 収入額	-	-	
					2 支出額	-	-	
					3 積立金残高	-	-	
					4 不正受給の件数	前年度以下/ 平成20年度	○	
		-	個別 目標 1	○セーフティネットとして財 政が安定していること	3	<個別目標に係る指標>		
					・収入額 ※施策目標に係る 指標1と同じ	-	-	
					・支出額 ※施策目標に係る 指標2と同じ	-	-	
					・積立金残高 ※施策目標に 係る指標3と同じ	-	-	
		○	個別 目標 2	○雇用保険の給付を適正に行 うこと	1 (参 考 統 計 16)	<個別目標に係る指標>		
					不正受給の件数 ※施策目標 に係る指標4と同じ	前年度以下/ 平成20年度	○	
					適用状況			
					<参考統計> ・適用事業所数（年度月平 均）	-	-	
					<参考統計> ・新規適用事業所数	-	-	
					<参考統計> ・廃止事業所数	-	-	
					<参考統計> ・被保険者数（年度月平均）	-	-	
					失業等給付の給付状況			
					<参考統計> ・基本手当基本分（受給者実 人員）	-	-	
					<参考統計> ・基本手当基本分（給付額）	-	-	
					<参考統計> ・再就職手当（受給者数）	-	-	
					<参考統計> ・再就職手当（給付額）	-	-	
					<参考統計> ・教育訓練給付（受給者数）	-	-	
					<参考統計> ・教育訓練給付（給付額）	-	-	

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
					<参考統計> ・雇用継続給付（高年齢者雇 用継続給付）（初回受給者 数）	-	-
					<参考統計> ・雇用継続給付（高年齢者雇 用継続給付）（給付額）	-	-
					<参考統計> ・雇用継続給付（育児休業基 本給付金）（初回受給者数）	-	-
					<参考統計> ・雇用継続給付（育児休業基 本給付金）（給付額）	-	-
					<参考統計> ・雇用継続給付（介護休業給 付）（受給者数）	-	-
					<参考統計> ・雇用継続給付（介護休業給 付）（給付額）	-	-

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

V-1 -1	多様な職業 能力開発の 機会を確保 すること	○	○多様な職業能力開発の機会を確保 すること	2	<施策目標に係る指標>				
					1	公共職業訓練（離職者訓 練・委託訓練）の修了者 における就職率	65%以上/ 平成20年度	○	
					2	公共職業訓練（離職者訓 練・施設内訓練）の修了者 における就職率	80%以上/ 平成20年度	○	
		○	個別 目標 1	○ジョブ・カード制度を推進 すること	1	<個別目標に係る指標>			
							委託訓練活用型デュアルシ ステムの修了者における就職率	70%以上/ 平成20年度	○
		○	個別 目標 2	○助成金や能力評価制度を通 じて職業能力開発に対する支 援を行うこと	5	<個別目標に係る指標>			
							キャリア形成促進助成金事業 において、助成措置の対象と なった従業員が受けた職業能 力検定等（訓練と密接に関係 するものに限る。）の合格率	50%以上/ 平成20年度	○
							技能検定職種に係る業界傘下 企業における受検勧奨や処遇 向上等技能検定の活用率	80%以上/ 平成20年度	○
							職業能力評価基準の活用によ って企業内の人事評価制度 や研修体系、従業員の募集採 用活動が改善された（改善さ れる見込み）という企業等の 割合	80%以上/ 平成20年度	○
							職業能力習得支援制度を活用 している、又は活用したこと がある企業において、同制度 を利用した労働者のうち、昇 進・昇格など処遇の改善が あった者の割合	80%以上/ 平成20年度	○
		技能検定受検者数	前年度実績以上/ 平成20年度	○					
○	個別 目標 3	○公共職業能力開発を充実す ること	5	<個別目標に係る指標>					
					公共職業訓練（離職者訓練・ 委託訓練）の修了者におけ る就職率 ※施策目標に係る 指標1と同じ	65%以上/ 平成20年度	○		

政策番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
					公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率 ※施策目標に係る指標2と同じ	80%以上/ 平成20年度	○	
					公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数	150,000人以上/ 平成20年度	○	
					公共職業訓練（学卒者訓練）の修了者における就職率	95%以上/ 平成20年度	○	
					公共職業訓練（在職者訓練）の修了者における満足度	80%以上/ 平成20年度	○	
		○	個別 目標 4	○キャリア・コンサルティング環境を整備すること	2	<個別目標に係る指標>		
					就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた（教育訓練講座等を受講した等）者の割合	80%以上/ 平成20年度	○	
					サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された（職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成等がなされた）割合	80%以上/ 平成20年度	○	
V-2 -1	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	○	○	○若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること	1	<施策目標に係る指標>		
		○			1	委託訓練活用型デュアルシステム（若年者）の修了者における就職率	75%以上/ 平成20年度	○
		○	個別 目標 1	○職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること	6	<個別目標に係る指標>		
						委託訓練活用型デュアルシステム（若年者）の修了者における就職率 ※施策目標に係る指標1と同じ	75%以上/ 平成20年度	○
						「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業実施団体における訓練生の訓練修了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率	80%以上/ 平成20年度	○
						若者自立塾の卒塾後6ヶ月経過後の就労率	70%以上/ 平成20年度	○
						地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合	60%以上/ 平成20年度	○
						②就職等進路決定者の割合	30%以上/ 平成20年度	○
						「私のしごと館」の利用者から今後の進路について具体的なイメージが湧いた、仕事というものや将来の自分の職業について考えるようになった等の回答を得る率	80%以上/ 平成20年度	○
						地域若者サポートステーションの延べ来所者数	23万人以上/ 平成20年度	○
基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること								
VI-1 -1	男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と	○	○	○男女労働者が多様な個性や能力を發揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	3 (参考統計5)	<施策目標に係る指標>		
		○			1	1 役職者に占める女性の割合	前年以上/毎年	○

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
	家庭の両立 ができる雇 用環境及び 多様な就業 ニーズに対 応した就業 環境を整備 すること			2	育児休業取得率 ・男性 ・女性	前年以上/毎年 5%以上/平成24年 10%/平成29年 80%以上/平成24年 80%以上/平成29年	○	
				3	第1子出産前後の女性の継 続就業率	45%以上/平成24年 55%以上/平成29年	○	
					<参考統計> 女性雇用者数	-	-	
					<参考統計> 出産した後も就業継続の意欲 がある女性の割合	-	-	
					<参考統計> 出産した後も就業継続の意欲 がある女性のうち、同一就業 継続割合	-	-	
					<参考統計> 出産した後も就業継続の意欲 がある女性（非正規）の割合	-	-	
					<参考統計> 出産した後も就業継続の意欲 がある女性（非正規）のう ち、同一就業継続割合	-	-	
		○	個別 目標 1	○男女雇用機会均等の確保に 係る法令の履行を確保し、男 女が能力を発揮するための就 業環境を整備すること	3 (参考 統計 3)	<個別目標に係る指標>		
						役職者に占める女性の割合 ※施策目標に係る指標1と同 じ	前年以上/毎年	○
						機会均等推進責任者を選任し ている事業所のうちポジティ ブ・アクションに取り組む事 業所の割合	85%以上/毎年度	○
						労働局雇用均等室が実施した 男女雇用機会均等法に基づく 指導の是正割合	80%以上/毎年度	○
						<参考統計> 労働局雇用均等室に寄せられ た均等法に関する相談件数	-	-
						<参考統計> 労働局雇用均等室における是 正指導の実施件数	-	-
						<参考統計> 都道府県労働局による紛争解 決援助の申立受理件数	-	-
○	個別 目標 2	○育児・介護を行う労働者が 仕事と家庭を両立しやすい雇 用環境を整備すること	5 (参考 統計 1)	<個別目標に係る指標>				
				育児休業取得率 ※施策目標 に係る指標2と同じ ・男性 ・女性	前年以上/毎年 5%以上/平成24年 10%/平成29年 80%以上/平成24年 80%以上/平成29年	○		
				育児休業を就業規則等に規定 している事業所の割合	100%/平成21年度	○		
				一般事業主行動計画を策定 し、次世代育成支援に取り組 む企業の割合 ・大企業 ・中小企業	100%/平成21年度 25%/平成21年度	○		

政策番号	政策 （「施策目標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
					6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1時間45分以上/ 平成24年 2時間30分以上/ 平成29年	○
					再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合	70%/平成20年度	○
					<参考統計> 一般事業主行動計画策定届出件数	-	-
		○	個別目標3	○パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保する等多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	2 (参考統計1)	<個別目標に係る指標>	
					労働局雇用均等室が実施したパートタイム労働法に基づく助言・指導による是正率	80%以上/毎年度	○
					短時間勤務を選択できる事業所の割合	10%以上/平成24年	○
					<参考統計> パートタイム労働者数	-	-
VI-2-1	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	○	○	○地域における子育て支援等施策の推進を図ること	7	<施策目標に係る指標>	
					1 地域における子育て支援の拠点整備か所数	全国の中学校区数 の6割(6,000か所) 以上/ 平成21年度	○
					2 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合	100%/平成21年度	○
					3 育児支援家庭訪問事業の実施市町村割合	前年度以上/ 毎年度	○
					4 ファミリー・サポート・センターの設置か所数	710か所以上/ 平成21年度	○
					5 ショートステイ事業実施施設か所数	870か所以上/ 平成21年度	○
					6 トワイルイトステイ事業実施施設か所数	560か所以上/ 平成21年度	○
					7 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村割合	100%/平成21年度	○
		○	個別目標1	○地域における子育て支援等施策の推進を図ること	7	<個別目標に係る指標>	
					地域における子育て支援の拠点整備か所数 ※施策目標に係る指標1と同じ	全国の中学校区数 の6割(6,000か所) 以上/ 平成21年度	○
					生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施市町村割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	100%/平成21年度	○
					育児支援家庭訪問事業の実施市町村割合 ※施策目標に係る指標3と同じ	前年度以上/ 毎年度	○
					ファミリー・サポート・センターの設置か所数 ※施策目標に係る指標4と同じ	710か所以上/ 平成21年度	○
					ショートステイ事業実施施設か所数 ※施策目標に係る指標5と同じ	870か所以上/ 平成21年度	○
					トワイルイトステイ事業実施施設か所数 ※施策目標に係る指標6と同じ	560か所以上/ 平成21年度	○

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
			達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無
		○	個別 目標 2 ○必要なときに利用できる多 様な保育サービスを充実させ ること	3	<個別目標に係る指標>		
					延長保育の実施か所数	16,200か所以上/ 平成21年度	○
					一時・特定保育事業実施か所 数	9,500か所以上/ 平成21年度	○
					病児・病後児保育事業の実施 か所数	1,500か所以上/ 平成21年度	○
		○	個別 目標 3 ○認定こども園の普及促進を 図ること	2	<個別目標に係る指標>		
					3歳未満児への保育サービス 提供割合 ※施策目標に係る 指標1と同じ	26%/平成22年度	○
					認定こども園認定施設数	2,000か所/ 平成23年度	○
VI-4 -1	児童虐待や 配偶者によ る暴力等の 発生予防か ら保護・自 立支援まで の切れ目の ない支援体 制を整備す ること	○	○児童虐待や配偶者による暴力等へ の支援体制の充実を図ること	3 (参考 統計 1)	<施策目標に係る指標>		
		○		1	24時間365日体制が確保さ れている児童相談所を設置 している都道府県・市割合	100%/平成21年度	○
				2	小規模グループケアや地域 小規模児童養護施設の設置 数	845か所/ 平成21年度	○
				3	配偶者からの暴力被害者か らの来所相談件数	前年度以上/ 毎年度	○
					<参考統計> 児童相談所における児童虐待 相談対応件数	-	-
		○	個別 目標 1 ○児童虐待の発生予防から早期 発見・早期対応の体制を充 実すること	4 (参考 統計 1)	<個別目標に係る指標>		
					生後4か月までの全戸訪問事 業（こんにちは赤ちゃん事 業）の実施市町村割合	100%/平成21年度	○
					育児支援家庭訪問事業の実施 市町村割合	前年度以上/ 毎年度	○
					要保護児童対策地域協議会又 は任意設置の虐待防止ネット ワークを設置している市町村 割合	100%/平成21年度	○
					24時間365日体制が確保され ている児童相談所を設置し ている都道府県・市割合 ※施策 目標4-1に係る指標1と同じ	100%/平成21年度	○
					<参考統計> 児童相談所における児童虐待 相談対応件数	-	-
		○	個別 目標 2 ○虐待を受けた子どもの保 護・支援のための体制を整備 すること	2	<個別目標に係る指標>		
					小規模グループケアや地域小 規模児童養護施設の設置数 ※施策目標に係る指標2と同 じ	845か所/ 平成21年度	○
					児童家庭支援センターの設置 数	100か所以上/ 平成21年度	○
		○	個別 目標 3 ○配偶者による暴力被害者等 の相談、保護及び支援のため の体制を整備すること	2	<個別目標に係る指標>		
					配偶者からの暴力被害者から の来所相談件数 ※施策目標 に係る指標3と同じ	前年度以上/ 毎年度	○
					婦人相談員の設置数	前年度以上/ 毎年度	○
VI-5 -1	母子保健衛 生対策の充 実を図るこ と	○	○母子保健衛生対策の充実を図ること	1	<施策目標に係る指標>		
		○		1	妊産婦死亡率の減少	前年以下/毎年	○
		○	個別 目標 ○女性及び児童への医療・健 康に関する施策の充実を図るこ と	4	<個別目標に係る指標>		

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
		目標 1	健康に係る対策を充実すること		妊産婦死亡率の減少 ※施策 目標に係る指標と同じ	前年以下/毎年	○	
					不妊専門相談センターを設置 している都道府県・市（指定 都市、中核市）割合	100%/平成21年度	○	
					特定不妊治療費助成事業を実 施している都道府県・市（指 定都市、中核市）割合	100%/平成21年度	○	
					妊婦健診の公費負担を必要な 回数（14回程度）実施してい る市町村の割合	100%/毎年度	○	
基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること								
Ⅶ-1 -1	生活困窮者 に対し適切 に福祉サー ビスを提供 すること	○	○生活困窮者に対し適切に福祉サー ビスを提供すること	2	<施策目標に係る指標>			
		○		1	自立支援プログラムの各年 度の参加者数	前年度以上/ 毎年度	○	
				2	自立支援プログラムにより 就職・増収した者の数	前年度以上/ 毎年度	○	
		○	個別 目標 1	○生活困窮者の自立を適切に 助長し、保護を適正に実施す ること	4 (参考 統計 1)	<個別目標に係る指標>		
						自立支援プログラムの各年度 の参加者数 ※施策目標に係 る指標1と同じ	前年度以上/ 毎年度	○
						自立支援プログラムにより就 職・増収した者の数 ※施策 目標に係る指標2と同じ	前年度以上/ 毎年度	○
				自立支援プログラムの策定数	前年度以上/ 毎年度	○		
				指導監査の実施率	100%/毎年度	○		
				<参考統計> 就労支援に係る自立支援プロ グラムを策定している自治体 の割合	-	-		
Ⅶ-2 -1	地域社会の セーフティ ネット機能 を強化し、 地域の要援 護者の福祉 の向上を図 ること	○	○地域社会のセーフティネット機能 を強化し、地域の要援護者の福祉の 向上を図ること	3 (参考 統計 3)	<施策目標に係る指標>			
		○		1	全国のホームレスの数	前年以下/毎年	○	
				2	ホームレス自立支援セン ター退所者のうち、就労及 び福祉等の措置により退所 した者の割合	60%以上/毎年度	○	
				3	福祉サービスに関する苦情 受付件数に占める解決件数 の割合	95%以上/毎年度	○	
					<参考統計> ホームレス自立支援センター 退所者数	-	-	
					<参考統計> ホームレス自立支援センター 退所者のうち、就労及び福祉 等の措置により退所した者の 数	-	-	
					<参考統計> 苦情受付件数	-	-	
		○	個別 目標 1	○ホームレスの自立を促進す ること	2 (参考 統計 2)	<個別目標に係る指標>		
					全国のホームレスの数 ※施 策目標に係る指標1と同じ	前年以下/毎年	○	

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合 ※施策目標に係る指標2と同じ	60%以上/毎年度	○
						<参考統計> ホームレス自立支援センター退所者数	-	-
						<参考統計> ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数	-	-
		○	個別 目標 2	○地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること	2 (参考 統計 1)	<個別目標に係る指標> 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合 ※施策目標に係る指標3と同じ	95%以上/毎年度	○
						地域福祉計画の策定率	前年度以上/ 毎年度	○
						<参考統計> 苦情受付件数	-	-
VII-4 -1	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	○		○社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること	2	<施策目標に係る指標>		
		○				1 介護福祉士就業者数	前年度以上/ 毎年度	○
						2 社会福祉士就業者数	前年度以上/ 毎年度	○
		○	個別 目標 1	○質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること	3	<個別目標に係る指標>		
						介護福祉士就業者数 ※施策目標に係る指標1と同じ	前年度以上/ 毎年度	○
						社会福祉士就業者数 ※施策目標に係る指標2と同じ	前年度以上/ 毎年度	○
						第三者評価受審件数	前年度以上/ 毎年度	○
VII-5 -2	戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	○		○戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	1 (参考 統計 1)	<施策目標に係る指標>		
		○				1 遺骨収集数	過去5年間の平均 収集数以上/ 毎年度	○
						<参考統計> 遺骨収集等事業の実施数	-	-
		○	個別 目標 1	○戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと	1	<個別目標に係る指標>		
						遺骨収集数 ※施策目標に係る指標1と同じ	過去5年間の平均 収集数以上/ 毎年度	○
		○	個別 目標 2	○旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと	3 (参考 統計 1)	<個別目標に係る指標>		
						慰霊巡拝の実施数	前年度と同程度以上/ 毎年度	○
						慰霊友好親善事業の実施数	前年度と同程度以上/ 毎年度	○
						慰霊碑の維持管理等実施数	前年度と同程度以上/ 毎年度	○
						<参考統計> 慰霊巡拝参加遺族数	-	-
基本目標VIII 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること								
VIII-1 -1	必要な保健福祉サービス	○		○障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く	3	<施策目標に係る指標>		

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無		
	福祉サービスの提供が確実な体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	○ 福祉サービスが提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	○ 福祉サービスが提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること	1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	平成17年度入所者数約14万人のうち、1.9万人以上/平成23年度前年度以上/平成20年度・21年度	○	
				2	受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数	平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、3.7万人以上/平成23年度前年度以上/平成20年度・21年度	○	
				3	一般就労への年間移行者数	0.9万人以上/平成23年度	○	
		○ 個別目標 1	○ 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること	4	<個別目標に係る指標>			
					福祉施設入所者の地域生活への移行者数 ※施策目標に係る指標1と同じ	平成17年度入所者数約14万人のうち、1.9万人以上/平成23年度前年度以上/平成20年度・21年度	○	
					受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 ※施策目標に係る指標2と同じ	平成19年度入院患者数約4.9万人のうち、3.7万人以上/平成23年度前年度以上/平成20年度・21年度	○	
					グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	8.0万人/平成23年度	○	
					精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施圏域数	全圏域	○	
		○ 個別目標 2	○ 障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること	4	<個別目標に係る指標>			
					一般就労への年間移行者数 ※施策目標に係る指標3と同じ	0.9万人以上/平成23年度	○	
授産施設等の平均工賃月額	平成18年度平均工賃の2倍以上/平成23年度				○			
就労移行支援の利用者数	72.0万人日分以上/平成23年度				○			
				就労継続支援の利用者数	276.0万人日分/平成23年度	○		

基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

IX-1-1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること	○ 公的年金制度の持続可能性を確保すること	○ 公的年金制度の持続可能性を確保すること	3	<施策目標に係る指標>			
					1	財政検証との乖離状況（積立金） ・厚生年金 ・国民年金	平成21年財政検証結果の数値以上/毎年度	○
					2	マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）	平成21年財政検証結果の数値以下/毎年度	○
		3	社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数	1カ国以上/毎年度	○			
		○ 個別目標 1	○ 公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと	2	<個別目標に係る指標>			
財政検証との乖離状況（積立金） ・厚生年金 ・国民年金 ※施策目標に係る指標1と同じ	平成21年財政検証結果の数値以上/毎年度				○			

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無			
						マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率） ※施策目標に係る指標2と同じ	平成21年財政検証結果の数値以下/ 毎年度	○		
		○	個別目標2	○国際化の進展への対応を図ること	1 （参考統計1）	＜個別目標に係る指標＞				
						社会保障協定の締結に向けた当局間協議新規開始国数 ※施策目標に係る指標3と同じ	1カ国以上/ 毎年度	○		
						＜参考統計＞ 社会保障協定の署名国数	—	—		
IX-3 -1	高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること	○		○高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいをづくり及び社会参加を推進すること	1 （参考統計1）	＜施策目標に係る指標＞				
						1	改善した特定高齢者の人数	前年度以上/ 毎年度	○	
							＜参考統計＞ 特定高齢者施策参加者数	—	—	
		○	個別目標1	○効果的な介護予防・健康づくりを推進すること	4	＜個別目標に係る指標＞				
							特定高齢者施策参加者数	—	—	
							運動器の機能向上プログラムを実施した市町村の数	前年度以上/ 毎年度	○	
							栄養改善プログラムを実施した市町村の数	前年度以上/ 毎年度	○	
							口腔機能の向上プログラムを実施した市町村の数	前年度以上/ 毎年度	○	
				○	個別目標2	○介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること	1	＜個別目標に係る指標＞		
								介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数	前年度以上/ 毎年度	○
		○	個別目標3	○高齢者の社会参加・生きがいをづくりのための活動を支援すること	2	＜個別目標に係る指標＞				
						老人クラブ加入者数	前年度以上/ 毎年度	○		
						高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施市町村数	前年度以上/ 毎年度	○		
IX-3 -2		○		○介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	4	＜施策目標に係る指標＞				
						1	各種給付適正化を実施する保険者の割合	前年度以上/ 毎年度	○	
						2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率	前年度に比べ、地域格差を縮小/ 毎年度	○	
						3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合	前年度以上/ 毎年度	○	
						4	介護サービス情報の公表事業所数	前年度以上/ 毎年度	○	
		○	個別目標1	○介護保険制度の適切な運営を図ること	2	＜個別目標に係る指標＞				
							各種給付適正化を実施する保険者の割合 ※施策目標に係る指標1と同じ	前年度以上/ 毎年度	○	
					要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率 ※施策目標に係る指標2と同じ	前年度に比べ、地域格差を縮小/ 毎年度	○			
		○	個別目標2	○必要な介護サービス量及び質を確保すること	3	＜個別目標に係る指標＞				
						介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 ※施策目標に係る指標3と同じ	前年度以上/ 毎年度	○		

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
						介護サービス情報の公表事業 所数 ※施策目標に係る指標 4と同じ	前年度以上/ 毎年度	○
						各種研修の各年度の修了者数	前年度以上/ 毎年度	○
		○	個別 目標 3	○認知症高齢者支援対策を推 進すること	1	<個別目標に係る指標>		
						認知症サポーター数	前年度以上/ 平成20年度 100万人/ 平成21年度	○

基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

X-1 -1	国際社会へ の参画・貢 献を行うこ と	○	○国際機関の活動への参画・協力を 推進すること		3	<施策目標に係る指標>				
						1	プロジェクト毎に設定され ている計画目標 (immediate objectives) の達成状況	前プロジェクトと 同程度/各プロ ジェクト終了時	○	
						2	アジア太平洋地域技能就業 能力計画 (SKILLS-AP) の セミナー参加者が自分の所 属機関等においてセミナー の成果を政策や事業等何ら かの形で活用した割合	80%/毎年度	○	
				3	OECD事業実施報告における 各事業の質に対する各国評 価平均	中程度 (medium) =3以上 (平成16 年事業は、0~4の 5段階で評価して いるため、平均 (average) =2以 上) / 2年に1回	○			
				○	個別 目標 1	○国際労働機関が行うデー セント・ワーク実現のための 事業等に対して協力すること	2 (参考 統計 1)	<個別目標に係る指標>		
								プロジェクト毎に設定され ている計画目標 (immediate objectives) の達成状況 ※ 施策目標に係る指標1と同じ	前プロジェクトと 同程度/各プロ ジェクト終了時	○
								アジア太平洋地域技能就業 能力計画 (SKILLS-AP) のセミ ナー参加者が自分の所属機関 等においてセミナーの成果を 政策や事業等何らかの形で活 用した割合 ※施策目標に係 る指標2と同じ	80%/毎年度	○
								<参考統計> 拠出金に関する技術協力事業 のプロジェクト参加者数	-	-
				○	個別 目標 2	○世界保健機関等が行う技術 協力事業に対して協力するこ と	2	<個別目標に係る指標>		
								主な流行性疾患への備えと対 応のために、国家準備計画と 標準的作業手順が設置された 国の数	前年以上/毎年度	○
						支援によりエイズ治療とケア サービスを拡大した国の数	前年以上/毎年度	○		
		○	個別 目標	○経済開発協力機構が行う研 究・分析事業に対して協力す ること	1	<個別目標に係る指標>				

政策 番号	政策 （「施策目 標」）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「施策目標」及び「個別目標」）		指標数	測定指標	目標値	指標の目 標値等の 設定の有 無	
			目標3 ○ 研究評価事業に対して協力を すること		OECD事業実施報告における各 事業の質に対する各国評価平 均 ※施策目標に係る指標3 と同じ	中程度 (medium) =3以上 (平成16 年事業は、0~4の 5段階で評価して いるため、平均 (average) =2以 上) / 2年に1回	○	
基本目標X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること								
X I -2- 1	研究を支援 する体制を 整備するこ と	○	○ 厚生労働科学研究事業の適正かつ 効果的な実施を確保すること	1 (参考 統計 1)	< 施策目標に係る指標 >			
					1	研究評価委員会の開催件数	年1回以上/ 毎年度	○
		○	個別 目標 1	○ 研究評価体制を整備すること	1	< 個別目標に係る指標 >		
							研究評価委員会の開催件数 ※施策目標に係る指標1と同じ	年1回以上/ 毎年度
合計	38政策	○=38		施策 =118 個別 =269 (注2)		施策指標: ○=111 △=1 - =6 個別指標: ○=257 △=1 - =11		

- (注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。
2 これらの指標のほかに、施策の動向等を把握するために有益と考えられる統計を「参考統計」として整理している (123事項)。
3 各欄の記載事項については、「政策評価審査表 (実績評価関係) の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	厚生労働省の実績評価書において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」（「施策目標」）欄	評価対象政策に係る施策目標を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>目標に関し達成すべき水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは、「△」を記入した。</p> <p>上記のいずれにも該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」、少なくとも一つの指標について、達成しようとする水準は数値化されていないものの、指標の測定値を向上させる等の方向が示されているものは「△」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「施策目標」及び「個別目標）」欄	評価対象政策に係る施策目標（枝）及び個別目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	<p>「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。</p> <p>なお、指標数には「参考統計」の数は含まない。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。

3 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（同法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針I-5-A）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

（2）審査の結果

「厚生労働省における政策評価の評価書」における事業評価方式による24件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○年間約9.3億円（試算値）の経費削減 ○ ○年間延べ約281日分（試算値）の業務処理時間削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○削減経費（中核的LANシステムの更改）（単位：千円） H18：22,800 H19：22,800 H20：22,800 ○ ○削減業務処理時間（単位：時間） H18：2,250 H19：2,250 H20：2,250
2	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○年間102億円の経費削減 ○ ○年間8万人日分の業務処理時間削減 	<ul style="list-style-type: none"> △ ○削減経費及び削減業務処理時間については、平成23年度より目標設定を行い、効果が発現する予定 ○ オンライン申請利用率（単位：%） ①雇用保険被保険者資格取得届 H18:0.132 H19:0.266 H20:0.654 ②雇用保険被保険者資格喪失届 H18:0.109 H19:0.251 H20:0.260 ③雇用保険被保険者証の再交付の申請 H18:0.004 H19:0.009 H20:0.007 等
3	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○年間37億円程度（試算値）の経費削減 ○ ○年間延べ33,531人日（試算値）の業務処理時間削減 	<ul style="list-style-type: none"> △ ○削減経費については、平成21年度から効果が発現（実績値の確定は平成22年度） ○ ○削減業務処理時間については、平成23年度から目標設定を行い、効果が発現する予定 ○ オンライン申請利用率（単位：%） ①休業補償給付の請求/休業特別支給金の申請 H18:0.0001 H19:0.0001 H20:0 ②未支給の保険給付支給の申請/未支給の特別支給金支給の申請 H18:0 H19:0 H20:0 ③年金たる保険給付の受給者の定期報告 H18:0 H19:0 H20:0 等
4	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○年間19億円程度（試算値）の経費削減 ○ ○年間延べ6,754人日（試算値）の業務処理時間削減 	<ul style="list-style-type: none"> △ ○削減経費及び削減業務処理時間については、平成21年度から効果が発現（実績値の確定は平成22年度） ○ オンライン申請利用率（単位：%） ①就業規則（変更）届 H18:0.271 H19:0.333 H20:0.151 ②1年単位の変形労働時間制に関する協定届 H18:0.395 H19:0.035 H20:0.026 ③時間外・休日労働に関する協定届 H18:0.093 H19:0.133 H20:0.045 等
5	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○年間約16億円（試算値）の経費削減 ○ ○業務処理時間の削減 ・年間約137,000時間分（職員）（試算値） ・年間約66,000時間分（非常勤職員）（試算値） 	<ul style="list-style-type: none"> △ ○削減経費については平成22年度より、削減業務処理時間については平成25年度より目標設定を行い、効果が発現する予定 ○ オンライン申請利用率（単位：%） ①概算・増加概算・確定保険料申告書 H18:0.46 H19:0.91 H20:1.32 ②概算保険料の延納の申請 H18:0.46 H19:0.91 H20:1.32 ③労働保険事務の処理の委託 H18:0.005 H19:0.01 H20:0.005 等

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
6	がん診療連携拠点病院機能強化事業（がん医療水準の均てん化促進事業）	○ ○がんの専門医療従事者の育成やがん診療連携拠点病院ネットワークを構築することにより、がん診療連携拠点病院における診断・治療レベルの向上が図られ、がんの5年生存率、死亡率の改善が図られる。 ・ 2次医療圏に1か所程度がん診療連携拠点病院を整備	○ ○がん診療連携拠点病院の整備（目標値：2次医療圏に1か所/平成22年度） ・ がん診療連携拠点病院数 H16:46 H17:135 H18:179 H19:286 H20:351 ・ 2次医療圏数 H16:362 H17:355 H18:351 H19:358 H20:358
7	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	△ ○耐震診断を行うことにより、個々の病院における耐震化の取組が推進されるとともに、耐震整備について補助を行うことにより、さらに施設の耐震化が図られ、いっどこで地震が発生しても病院の災害を最小限に抑えることが可能となり、災害時において十分な医療体制を確保することが可能となる。 ・ 耐震化に係る補助の交付件数	○ ○災害拠点病院の耐震化率（すべてが新耐震基準の病院の割合）（単位：%） H17:43.3 H20:58.6 ○ 全病院の耐震化率（すべてが新耐震基準の病院の割合）（単位：%） H17:36.4 H20:50.8 ○ 医療施設耐震化促進事業の交付件数 H18:6 H19:8 H20:7 ○ 医療提供体制施設整備交付金（耐震化整備に係るものに限る）の交付件数 H18:4 H19:12 H20:6
8	女性医師支援センター事業（医師再就業支援事業）	○ ○女性医師の社会復帰が促されることにより、適材適所の人材配置が可能となり、臨床の現場での、医師不足感解消につながる。 ・ 再就業件数 ・ 女性医師バンク登録者数、目標値：2500人 ・ 再就業支援件数、目標値：200件	△ ○就業女性医師数 H16:42,040 H18:45,222 ○ 女性医師バンクセンター再就業支援件数 H18:84 H19:291 H20:308
9	潜在助産師復職研修事業（産科診療所における助産師確保のためのモデル事業）	○ ○本事業を通じて潜在助産師に対して実務研修を実施することにより、助産技術のレベルアップ、助産師の役割の再認識、就労意欲の向上等につながり、助産師未配置の産科診療所等への助産師就業の促進へつながる。 ・ 研修実施都道府県数、目標値：47都道府県で研修実施	○ ○就業助産師数 H16:26,040 H17:27,047 H18:27,352 H19:27,927 ○ 事業の実施都道府県数 H18:2 H19:6 H20:5
10	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	○ ○本事業を通じて臨床実務研修を実施することにより、潜在看護師等の就労意欲の向上、看護師の役割の再認識等の他、看護職員の確保が困難な地域・医療機関等に在職する看護師の看護技術のレベルアップ等を図ることができ、看護職員の就業の促進が見込まれる。 ・ 研修実施都道府県数、目標値：47都道府県で研修実施	○ ○就業看護職員数 H16:797,233 H17:822,913 H18:848,185 H19:882,819 ○ 事業の実施都道府県数 H18:3 H19:6 H20:6
11	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策	○ ○がんの医療水準の均てん化に向けて、がんの診療機能を有している医療機関に勤務する看護師を対象に、がん医療を中核的に担っている医療機関において専門的な臨床実務研修を行うことにより、質の高いがんの専門的な看護師の育成・強化を推進するものであり、これにより、がん診療機能を有する診療機関の診療レベルの向上・維持にも寄与するものである。 ・ 研修実施都道府県数、目標値：47都道府県で研修実施	○ ○就業看護職員数 H16:797,233 H17:822,913 H18:848,185 H19:882,819 ○ 事業の実施都道府県数 H18:9 H19:24 H20:30

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1 2	臨床研修費等補助金	<p>△ ○臨床研修施設に対し、(1)指導歯科医等の確保経費、(2)研修プログラムの企画立案・管理経費、(3)研修歯科医受け入れのための環境整備等について必要な経費を補助することにより、充実した歯科医師臨床研修が実施され、歯科医師の資質の向上が図られる。また、臨床研修施設には医療安全のための体制整備が義務付けられるため、国民に対しより安全な医療の提供を図ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修修了者数 	<p>○ ○臨床研修修了者数 H18:2,558 H19:2,333 H20:2,081</p>
1 3	がん対策情報センター	<p>△ ○がん専門医等の育成や診療支援のみならず、がん対策情報センターから発信されるがん情報は、がん情報提供ネットワークを経て、がん診療連携拠点病院等の医療機関や患者へ提供されるとともに、ホームページ等を通じて、医療関係者や患者・国民へ直接提供され、がん医療水準の均てん化に寄与するとともに、国民・患者のがん医療に対する不安を解消し、満足度の向上につながると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高年における年齢調整がん死亡率(人口10万人対)の低減 	<p>○ ○75歳未満年齢調整がん死亡率 H16:94.9 H17:92.4 H18:90.0 H19:88.5</p> <p><参考統計></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページアクセス件数 H18:7,525,474 H19:16,855,291 H20:21,837,216 ○研修受講者数 H18:282 H19:1,913 H20:5,030
1 4	生活保護受給者等就労支援事業	<p>△ ○ハローワークが中心となって、福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある者を選択→担当制による職業相談、公共職業訓練の受講あっせんなどの就労支援事業を実施→生活保護受給者等の自立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職率 ・支援対象者数 	<p>○ ○生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合(単位:%) H17:41.4 H18:60.8 H19:54.3 H20:53.8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者等就労支援ナビゲーターの相談件数(単位:件) H17:16,233 H18:31,157 H19:29,440 H20:47,421
1 5	刑務所出所者等就労支援事業	<p>△ ○円滑な就労に向けた条件を整備するために、日常生活の自立や社会生活への適応等を支援するとともに、ハローワークが中心となって、刑務所等と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある者を選択→担当制による職業相談、公共職業訓練の受講あっせんなどを実施する就労支援事業を実施→刑務所出身者等の就労による自立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職率 ・支援対象者数 	<p>○ ○刑務所出所者等就労支援事業の終了者に占める就職者の割合(単位:%) H18:32.2 H19:31.6 H20:29.0</p> <ul style="list-style-type: none"> ○刑務所出所者等就労支援事業により支援を受けた者の数(単位:人) H18:2,112 H19:4,806 H20:5,599
1 6	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援	<p>△ ○若年者に対する幅広い就職関連サービスをワンストップで提供するジョブカフェを整備→若年者地域連携事業の委託、公共職業安定所の併設による職業紹介の実施→フリーター等の常用就職の実現→フリーターの減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブカフェ利用者数 ・ジョブカフェ就職者数 	<p>○ ○就職者数(単位:万人) H16:5.3 H17:8.9 H18:9.3 H19:8.8 H20:8.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者数(単位:万人) H16:108.6 H17:163.3 H18:167.3 H19:159.1 H20:166.7
1 7	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	<p>△ ○心理面の支援を含めた専門的相談体制の整備→就職の実現に向け心理面の支援が重要な課題と考えられる若者への心理支援→若者の不安解消→積極的な就職活動による就職の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 	<p>○ ○就職に結びつく具体的行動を起こす者の割合 H18:65.6 H19:83.4 H20:75.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本事業により実施される相談件数の合計数(単位:件) H18:24,734 H19:32,431 H20:34,615

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
18	ホームレス等就業支援事業（ホームレス就業支援事業）	○ ○地域に貢献できるような公共施設等の清掃等の就労→作業指導員等による労働習慣の体得等就業能力向上のための指導、就業意欲や基礎的な就業能力の把握・見極め→職業相談等における個々の求職活動支援→自立 ・就職率 目標値30%	○ ○ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業割合（単位：％） H17:27.6 H18:37.2 H19:33.8 H20:22.4 ○ホームレス等就業支援事業におけるホームレスの雇用関係による就業者数（単位：人） H17:426 H18:908 H19:1,528 H20:1,317 ○ホームレス等就業支援事業による確保求人数（単位：件） H17:2,892 H18:4,194 H19:7,194 H20:10,652 <参考統計> ○個別相談実施件数（単位：件） H17:1,541 H18:7,513 H19:11,519 H20:13,182
19	地域若者サポートステーション事業（地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業）	△ ○ニート等の職業的自立の意識が希薄な若年者に対して数々の啓発機会を付与→個々の若年者職業意識の啓発→各人の就労へ向けた取組の促進→ニート等の若年者職業的自立 ・就労等への自立意識変化の割合 ・就職（訓練）等の達成数 ・相談援助件数 ・啓発事業参加者数	○ ○地域若者サポートステーションの利用開始から6か月後の時点で、 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合（単位：％） H18:47.6 H19:51.5 H20:56.9（暫定値） ②就職等進路決定者の割合（単位：％） H18:26.2 H19:26.8 H20:27.6（暫定値） ○地域若者サポートステーションの延べ来所者数（単位：人） H18:35,179 H19:144,171 H20:202,112
20	技能継承等支援センター事業（2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開）	△ ○2007年問題・技能継承の必要性に関する広報啓発及び技能継承の方法等についての助言・情報提供等により各企業における技能継承の取組が促進され技能継承が円滑に進むと考えられるため有効である。 ・助言・情報提供件数	○ ○技能継承等支援センター利用後に、企業内における技能継承計画の策定や技能継承のためのJ Tの開始等、技能継承に関する取組を始めた企業の割合（単位：％） H18:86.1 H19:87.7 H20:87.8 ○助言・情報提供等相談件数（単位：件） H18:3,487 H19:5,629 H20:5,179 ○技能継承等相談員訪問件数（単位：件） H18:1,052 H19:3,317 H20:3,491
21	母子保健医療対策等総合支援事業の充実	△ ○小児科・産科の医師不足が解消され、周産期、乳幼児期の安全が確保されるとともに、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるようになる。	○ ○小児科医師数 H16:14,677 H18:14,700 ○実施する自治体数 H16:93 H17:98 H18:99 H19:100 H20:103 ○周産期医療ネットワークを構築している都道府県の数 H16:30 H17:38 H18:39 H19:43 H20:45 <参考統計> ○女性医師の割合（単位：％） H16:16.4 H18:17.2 ○妊産婦死亡率 H16:4.3 H17:5.7 H18:4.8 H19:3.1 ○周産期死亡率 H16:5.0 H17:4.8 H18:4.7 H19:4.5 ○幼児死亡率（単位：人） H16:25.3 H17:25.4 H18:24.6 H19:22.8

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
2 2	介護予防市町村支援事業 (介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費)	△ ○本事業により、市町村や事業者が行う介護予防関連事業の質が向上し、新たに要介護認定を受ける者(要介護状態に陥る者)が減少する。 ・要支援・要介護者の増加率の減少 ・介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催回数 ・介護予防に関する研修会の開催回数	○ ○要支援・要介護者数の増加率の減少(単位:%) H16:6.6 H17:5.6 H18:1.9 H19:3.0 ○介護予防市町村支援委員会の開催回数 H18:80 H19:82 ○介護予防に関する研修会の開催回数 H18:255 H19:321
2 3	地域支援事業	△ ○要支援・要介護状態の防止に資することにより、要介護者の増加の抑制、ひいては介護保険の給付費の抑制につながる。また、虐待の早期発見や地域高齢者の実態把握等に資するものである。 ・地域包括支援センターの設置市町村数	○ ○地域包括支援センターの設置保険者数 H18:1,483 H19:1,640 H20:1,657
2 4	継続的評価分析等に要する経費	△ ○当該事業を実施することにより、新予防給付サービス等の現場における実施状況等に関するデータを集積することが可能となり、その評価分析結果により、適正な措置を講ずることができると見込まれる。 ・調査実施件数	○ ○調査対象人数 H18:15,681 H19:25,007
合計		○= 1 1 △= 1 3	○= 1 9 △= 5

(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事後)関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>